



宮崎県公報

令和8年3月27日(金曜日) 号外 第17号

発行 宮崎県

印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 64,800円

目次

条 例	頁
○未来みやざき成長基金条例……………(総合政策課) 3	○宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例……………(市町村課) 17
○公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例……………(総務課) 3	○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例……………(国民健康保険課) 17
○宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例……………(") 6	○宮崎県国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例……………(") 17
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………(人事課) 7	○宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………(衛生管理課) 18
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例……………(財政課) 9	○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例……………(こども政策課) 19
○宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例……………(税務課) 16	○教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例……………(教育庁) 20

本号で公布された条例のあらまし

◎ 未来みやざき成長基金条例(条例第9号)

1 制定の理由及び主な内容

置県 150年を見据え、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」に係る施策を機動的かつ継続的に展開するため、基金を設置することとしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例(条例第10号)

1 改正の理由及び主な内容

行政手続法等の改正による国の公示送達制度の見直しを踏まえて、インターネット等を利用した公示送達等を可能とするため、関係する条例について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和8年5月21日から施行することとしました。

◎ 宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(条例第11号)

1 改正の理由及び主な内容

公益信託ニ関スル法律の改正等に伴い、宮崎県公益認定等審議会において公益信託に関する法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

1 改正の理由及び主な内容

人事委員会勧告を踏まえ、通勤手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第13号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 物価高による維持管理経費等の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、水産物加工指導センター使用料等の改正を行うこととしました。
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の改正に伴い、関連する手数料について所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

1 改正の理由及び主な内容

公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の廃止に伴い、個人県民税所得割の税額控除対象寄附金について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例（条例第15号）

1 改正の理由及び主な内容

宮崎県固定資産評価審議会の委員の任期を見直すため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例（条例第16号）

1 改正の理由及び主な内容

国が定める財政安定化基金拠出率の見直しに伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

1 改正の理由及び主な内容

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金に関し必要な規定を定めるため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（条例第18号）

1 改正の理由及び主な内容

食品衛生法施行規則の改正に伴い、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業の施設基準について、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

1 改正の理由及び主な内容

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和8年4月1日から施行することとしました。

◎ 教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

1 改正の理由及び主な内容

県立高等特別支援学校の新設に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、令和9年1月1日から施行することとしました。

条 例

未来みやざき成長基金条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 9 号

未来みやざき成長基金条例

（設置）

第 1 条 置県 150 年を見据え、「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」に係る施策を機動的かつ継続的に展開することを目的として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条の規定に基づき、未来みやざき成長基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的を達成するために必要な事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、令和 17 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 10 号

公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第 1 条 職員の退職手当に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）	（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）
第 12 条 [略]	第 12 条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>当該処分の内容を宮崎県公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u>	3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、 <u>同項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</u>
	4 <u>前項の公示の方法による通知は、当該処分の内容を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該処分の内容が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は当該処分の内容を当該事務</u>

<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。</p> <p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 [略]</p>	<p>所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。 この場合においては、当該措置を開始した日から起算して2週間を経過したときに、当該通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 前条第2項から第4項までの規定は、支払差止処分について準用する。</p> <p>(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第12条第2項から第4項までの規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。</p> <p>6 [略]</p>
---	--

(宮崎県税条例の一部改正)

第2条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(公示送達)</p> <p>第16条 法第20条の2の規定による公示送達は、課税地を所轄する県税・総務事務所又は県庁の掲示場に掲示して行うものとする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第16条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を課税地を所轄する県税・総務事務所若しくは県庁の掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を県税・総務事務所若しくは県庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p>

(都市公園条例の一部改正)

第3条 都市公園条例（昭和39年宮崎県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に<u>掲示すること。</u></p> <p>(2) 前号の規定により<u>掲示</u>された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の<u>掲示の期間</u>が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>その掲示の要旨</u>を宮崎県公報又は新聞紙に掲載すること。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(工作物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第11条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項（以下この号及び次号において「<u>公示事項</u>」という。）を、保管を始めた日から起算して14日間、<u>規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める場所に<u>掲示し、又は公示事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってすること。</u></u></p> <p>(2) 前号の規定により<u>公示</u>された工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>公示事項</u>を宮崎県公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。</p> <p>2 [略]</p>

(宮崎県屋外広告物条例の一部改正)

第4条 宮崎県屋外広告物条例（平成5年宮崎県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第26条の2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)規則で定める場所に<u>掲示</u>すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する<u>公示の期間</u>が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第26条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>その公示の要旨</u>を宮崎県公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(広告物等を保管した場合の公示の方法)</p> <p>第26条の2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(1) 前条各号に掲げる事項(以下この号及び次号において「<u>公示事項</u>」という。)を、保管を始めた日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については2日間)規則で定める方法により<u>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を規則で定める場所に掲示し、又は公示事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって</u>すること。</p> <p>(2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者(第26条の6において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、<u>公示事項</u>を宮崎県公報に登載し、又は新聞紙に掲載すること。</p> <p>2 [略]</p>

(宮崎県行政手続条例の一部改正)

第5条 宮崎県行政手続条例(平成7年宮崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名あて人</u>とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>かかわる</u>事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第5章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分(その双方を<u>名宛人</u>とするものに限る。)及び行政指導</p> <p>(10) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において警察職員又はこれらの公益を確保するために行使すべき権限を法令上直接に与えられたその他の職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 前項の公示の方法による通知は、<u>不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)</u>を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態</p>

<p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略] (続行期日の指定) 第22条 [略] 2 [略] 3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「<u>不利益処分の名あて人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」とあるのは「<u>掲示を始めた日から2週間を経過したとき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>掲示を始めた日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同項第3号及び第4号</u>」とあるのは「<u>同条第3号</u>」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。</p>	<p>に置くとともに、<u>公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人) 第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 [略] (続行期日の指定) 第22条 [略] 2 [略] 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「<u>不利益処分の名宛人となるべき者</u>」とあるのは「<u>当事者又は参加人</u>」と、<u>同項中「とき」とあるのは「とき</u>」(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、<u>当該措置を開始した日の翌日</u>)」と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用) 第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例の規定は、この条例の施行の日(前項ただし書に規定する規定については、当該規定の施行の日)以後にする公示送達、公示又は通知について適用し、同日前にした公示送達、公示又は通知については、なお従前の例による。

- (1) 第1条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第12条第3項及び第4項(これらの規定を同条例第13条第10項、第14条第5項において準用する場合を含む。)
- (2) 第2条の規定による改正後の宮崎県税条例第16条
- (3) 第3条の規定による改正後の都市公園条例第11条の3第1項第1号及び第2号
- (4) 第4条の規定による改正後の宮崎県屋外広告物条例第26条の2第1項第1号及び第2号
- (5) 第5条の規定による改正後の宮崎県行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。)

宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第11号

宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県公益認定等審議会条例(平成20年宮崎県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(組織等)	(組織等)

<p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>3・4 [略] (庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、公益法人及び移行法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第 123条第 1 項に規定する移行法人をいう。）を所管する部局において処理し、総務部において総括する。</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2 委員は、人格が高潔であって、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律、会計又は公益法人若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。以下同じ。）に係る活動に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。</p> <p>3・4 [略] (庶務)</p> <p>第11条 審議会の庶務は、公益法人及び移行法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第 123条第 1 項に規定する移行法人をいう。）並びに公益信託を所管する部局において処理し、総務部において総括する。</p>
---	---

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の9 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 <u>次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p> <p>ア <u>自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</u></p> <p>イ <u>使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</u></p> <p>ウ <u>使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円</u></p> <p>エ <u>使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万 400円</u></p> <p>オ <u>使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万 3,500円</u></p> <p>カ <u>使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万 6,600円</u></p> <p>キ <u>使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万 9,700円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第5条の9 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「運賃等相当額」という。）</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、<u>6万 6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあっては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</u></p>

- ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万 2,800円
- ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万 5,900円
- コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万 9,100円
- サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万 2,300円
- シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万 5,500円
- ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 3万 8,700円

(3) [略]

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 [略]

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

7 [略]

附 則

(3) [略]

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び第5項において「特急列車等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特急列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 [略]

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 [略]

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(通勤手当の額の特例)

2 この条例による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第5条の9第1項第2号又は第3号に掲げる職員であって、同項第2号に規定する自動車等(原動機付のものに限る。)を使用する距離が片道2キロメートル以上で、同条第4項に規定する駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 改正後の条例第5条の9第4項第1号の規定を適用した場合に得られる額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 改正後の条例第5条の9第4項第2号中「前2項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(昭和45年宮崎県条例第44号)附則第10項」と読み替えて、同条第4項の規定を適用した場合に得られる額

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第13号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例(平成12年宮崎県条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(手数料)	(手数料)
第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。	第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為(次項及び附則第2項において「申請等」という。)により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。
(1)～(218)の2 [略]	(1)～(218)の2 [略]
(218)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認申請時GMP適合性調査手数料	(218)の3 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認申請時GMP適合性調査手数料
(218)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認取得後の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料	(218)の4 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認取得後の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の定期的GMP適合性調査手数料
(218)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(218)の5 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
(218)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料	(218)の6 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項の規定に基づく医薬部外品の製造販売の承認事項の一部変更承認申請に対する審査 医薬部外品製造販売承認事項一部変更承認申請手数料
(218)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第15項において準用する同条第7項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料	(218)の7 医薬品医療機器等法施行令第80条の規定により知事が行う医薬品医療機器等法第14条第13項において準用する同条第6項の規定に基づく医薬品又は医薬部外品の製造所における製造管理又は品質管理の方法の基準に係る承認事項一部変更承認申請時の適合性調査 医薬品又は医薬部外品の承認事項一部変更承認申請時GMP適合性調査手数料
(218)の8～(450) [略]	(218)の8～(450) [略]
(451) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に	(451) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての

寄与するものであることについての認定の申請に対する審査
優良宅地造成認定申請手数料

(452) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料

(452)の2～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]					
11の3	[略]				[略]
水産物加工指導センター使用料	加 工 関 係 機 械 器 具	スチームコンベクションオープン	同	190円	
		魚類割裁器(小型魚用)	同	235円	
		魚類割裁器(中型魚用)	同	300円	
	[略]				
		冷蔵庫(大型)	同	40円	
		食器消毒保管庫	同	270円	
		冷却らいかい機	同	270円	
	[略]				
		風船デザートマシン	同	120円	
		スモークハウス	同	955円	
		チョッパーミンチ	同	65円	
		凍結魚切断機	同	205円	
	[略]				
		エアコンプレッサー	同	20円	
		冷凍庫	同	175円	
	[略]				
		ヒートシーラー	同	65円	
	[略]				
		高圧蒸気滅菌機	同	600円	
	[略]				
	粉碎機(ハイスピードミル)	同	55円		
	電気煎餅焼き機	同	110円		
	自動裏ごし機	同	75円		
[略]					
[略]					

認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料

(452) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料

(452)の2～(453) [略]

2～5 [略]

別表第1 (第2条関係)

使用料	区 分	単 位	金 額	納期	備 考
[略]					
11の3	[略]				[略]
水産物加工指導センター使用料	加 工 関 係 機 械 器 具	スチームコンベクションオープン	同	210円	
		魚類割裁器(小型魚用)	同	240円	
		魚類割裁器(中型魚用)	同	305円	
	[略]				
		冷蔵庫(大型)	同	45円	
		食器消毒保管庫	同	305円	
		冷却らいかい機	同	275円	
	[略]				
		風船デザートマシン	同	125円	
		スモークハウス	同	990円	
		チョッパーミンチ	同	70円	
		凍結魚切断機	同	210円	
	[略]				
		エアコンプレッサー	同	25円	
		冷凍庫	同	180円	
	[略]				
		ヒートシーラー	同	75円	
	[略]				
		高圧蒸気滅菌機	同	625円	
	[略]				
	粉碎機(ハイスピードミル)	同	60円		
	電気煎餅焼き機	同	125円		
	自動裏ごし機	同	80円		
[略]					
[略]					

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
123 受 胎調節 実地指 導員指 定証交 付手数 料		1 件につ き	4,000円	
124 受 胎調節 実地指 導員標 識交付 手数料		1 件につ き	3,100円	
125 受 胎調節 実地指 導員指 定証訂 正手数 料		1 件につ き	2,400円	
126 受 胎調節 実地指 導員指 定証再 交付手 数料		1 件につ き	2,800円	

[略]

138 保 健所、 衛生環 境研究 所及び 精神保 健福祉 センタ ー手数 料	甲 物品試験 (1) 環境衛生 試験 ア～オ [略] カ 河川水、 下水等の成 分を指定し て依頼する 試験 (ア) [略] (イ) 普通 のもの (ウ) 複雑 なもの (エ) 非常 に複雑な もの キ [略] (2) 医薬品等 の試験 ア・イ [略] ウ 医薬品等 の定量試験	[略] 同 同 同 [略] [略]	[略] [略] 2,755円 4,185円 8,655円 [略] [略]	[略]
--	---	----------------------------------	--	-----

別表第 2 (第 3 条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
123 受 胎調節 実地指 導員指 定証交 付手数 料		1 件につ き	4,200円	
124 受 胎調節 実地指 導員標 識交付 手数料		1 件につ き	3,200円	
125 受 胎調節 実地指 導員指 定証訂 正手数 料		1 件につ き	2,500円	
126 受 胎調節 実地指 導員指 定証再 交付手 数料		1 件につ き	2,900円	

[略]

138 保 健所、 衛生環 境研究 所及び 精神保 健福祉 センタ ー手数 料	甲 物品試験 (1) 環境衛生 試験 ア～オ [略] カ 河川水、 下水等の成 分を指定し て依頼する 試験 (ア) [略] (イ) 普通 のもの (ウ) 複雑 なもの (エ) 非常 に複雑な もの キ [略] (2) 医薬品等 の試験 ア・イ [略] ウ 医薬品等 の定量試験	[略] 同 同 同 [略] [略]	[略] [略] 2,815円 4,235円 8,790円 [略] [略]	[略]
--	---	----------------------------------	--	-----

	(ア)・(イ) [略] (ウ) 複雑 なもの (3) 食品等の 試験 ア・イ [略] ウ 器材、器 具等の定性 試験 (ア) [略] (イ) 複雑 なもの エ 器材、器 具等の定量 試験 (ア) [略] (イ) 複雑 なもの (4) 環境、食 品等の細菌検 査 ア 顕微鏡検 査 イ 培養検査 (ア) [略] (イ) 普通 のもの (ウ) [略] (5) [略] (6) その他の 試験検査 ア 簡易なも の イ 普通のも の ウ [略]	[略] 同 [略] 同 同 1項目に つき 同 同 同 同 同 同	[略] <u>10,125円</u> [略] [略] <u>4,450円</u> [略] <u>4,485円</u> <u>440円</u> [略] <u>1,765円</u> [略] [略] <u>1,800円</u> <u>5,150円</u> [略]						
[略]	[略]								
223 配 置従事 者身分 証明書 の交付 、書換 え交付 又は再 交付手 数料	[略] 書換え交付 [略]	同	<u>2,000円</u>						
[略]	[略]								
223の13 薬局 開設許 可証書		1件につ き	<u>2,000円</u>						
	(ア)・(イ) [略] (ウ) 複雑 なもの (3) 食品等の 試験 ア・イ [略] ウ 器材、器 具等の定性 試験 (ア) [略] (イ) 複雑 なもの エ 器材、器 具等の定量 試験 (ア) [略] (イ) 複雑 なもの (4) 環境、食 品等の細菌検 査 ア 顕微鏡検 査 イ 培養検査 (ア) [略] (イ) 普通 のもの (ウ) [略] (5) [略] (6) その他の 試験検査 ア 簡易なも の イ 普通のも の ウ [略]	[略] 同 [略] 同 同 1項目に つき 同 同 同 同	[略] <u>10,255円</u> [略] [略] <u>4,490円</u> [略] <u>4,545円</u> <u>445円</u> [略] <u>1,805円</u> [略] [略] <u>1,825円</u> <u>5,175円</u> [略]						
[略]	[略]								
223 配 置従事 者身分 証明書 の交付 、書換 え交付 又は再 交付手 数料	[略] 書換え交付 [略]	同	<u>2,100円</u>						
[略]	[略]								
223の13 薬局 開設許 可証書		1件につ き	<u>2,100円</u>						

換え交 付手数 料					換え交 付手数 料				
[略]					[略]				
223の15 地域 連携業 局等認 定証書 換え交 付手数 料		1件につ き	<u>2,000円</u>		223の15 地域 連携業 局等認 定証書 換え交 付手数 料		1件につ き	<u>2,100円</u>	
[略]					[略]				
223の17 医薬 品、医 薬部外 品又は 化粧品 の製造 販売業 許可証 書換え 交付手 数料		1件につ き	<u>2,000円</u>		223の17 医薬 品、医 薬部外 品又は 化粧品 の製造 販売業 許可証 書換え 交付手 数料		1件につ き	<u>2,100円</u>	
[略]					[略]				
223の19 医薬 品、医 薬部外 品又は 化粧品 の製造 業許可 証書換 え交付 手数料		1件につ き	<u>2,000円</u>		223の19 医薬 品、医 薬部外 品又は 化粧品 の製造 業許可 証書換 え交付 手数料		1件につ き	<u>2,100円</u>	
[略]					[略]				
223の21 保管 のみを 行う医 薬品、 医薬部 外品又 は化粧 品の製 造所登 録証書 換え交 付手数 料		1件につ き	<u>2,000円</u>		223の21 保管 のみを 行う医 薬品、 医薬部 外品又 は化粧 品の製 造所登 録証書 換え交 付手数 料		1件につ き	<u>2,100円</u>	
[略]					[略]				
223の23		1件につ	<u>2,000円</u>		223の23		1件につ	<u>2,100円</u>	

医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付手数料		き			医薬品又は医薬部外品の基準確認証書換え交付手数料		き		
[略]					[略]				
223の25 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料		1 件につき	2,000円		223の25 医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業許可証書換え交付手数料		1 件につき	2,100円	
[略]					[略]				
223の27 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料		1 件につき	2,000円		223の27 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業登録証書換え交付手数料		1 件につき	2,100円	
[略]					[略]				
223の29 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料		1 件につき	2,000円		223の29 再生医療等製品の製造販売業許可証書換え交付手数料		1 件につき	2,100円	
[略]					[略]				
224 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売		1 件につき	2,000円		224 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売		1 件につき	2,100円	

業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料						業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料					
[略]					[略]						
225の2 医療機器修理業許可証書換え交付手数料		1件につき	2,000円		225の2 医療機器修理業許可証書換え交付手数料		1件につき	2,100円			
[略]					[略]						
225の4 販売従事登録証書換え交付手数料		1件につき	2,000円		225の4 販売従事登録証書換え交付手数料		1件につき	2,100円			
[略]					[略]						
252 第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件につき	6,700円		252 第1種大麻草採取栽培者免許申請手数料		1件につき	22,000円			
[略]					[略]						
452の2 マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14に掲げる基準に適合すると認められたマンション管理計画（以下「事前審査適合マンション管理計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	1件につき	3,400円	申請に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が2以上の場合は、1を超える申請に係る長期修繕計画の	452の2 マンション管理計画認定申請手数料	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の14に掲げる基準に適合すると認められたマンション管理計画（以下「事前審査適合マンション管理計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合	1件につき	3,500円	申請に係るマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の8第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下「長期修繕計画」という。）の数が2以上の場合は、1を超える申請に係る長期修繕計画の		

				数に 1,500円を乗じて得た額を加える。					数に 1,600円を乗じて得た額を加える。
	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出がな い場合	同	23,500円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に13 ,600円を乗じて 得た額を加える 。			同	24,600円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に14 ,200円を乗じて 得た額を加える 。
452の3 マン ション 管理計 画認定 更新申 請手数 料	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出があ る場合	1件につ き	3,400円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に1 ,500円を乗じて 得た額を加える 。	452の3 マン ション 管理計 画認定 更新申 請手数 料	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出があ る場合	1件につ き	3,500円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に1 ,600円を乗じて 得た額を加える 。
	事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出がな い場合	同	23,500円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に13 ,600円を乗じて 得た額を加える 。		事前審査適合マン ション管理計画で あることを証明す る書類の提出がな い場合	同	24,600円	申請に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える申 請に係る長期修 繕計画の数に14 ,200円を乗じて 得た額を加える 。
452の4 マン ション 管理計 画変更 認定申 請手数 料		1件につ き	11,800円	変更に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える変 更に係る長期修 繕計画の数に6 ,800円を乗じて 得た額を加える 。	452の4 マン ション 管理計 画変更 認定申 請手数 料		1件につ き	12,300円	変更に係る長期 修繕計画の数が 2以上の場合 は、1を超える変 更に係る長期修 繕計画の数に7 ,100円を乗じて 得た額を加える 。
[略]					[略]				

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第218号の3から第218号の7までの改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第14号

宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

宮崎県税条例の一部を改正する条例（令和6年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(所得割の税額控除対象寄附金)	(所得割の税額控除対象寄附金)

第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

第26条 法第37条の2第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する寄附金のうち、知事の認可(公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条の認可をいう。)を受けた公益信託の信託財産とするために支出したもの

(4)・(5) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第15号

宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

宮崎県固定資産評価審議会条例(昭和37年宮崎県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>2年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 [略]	(委員の任期) 第3条 委員の任期は、 <u>3年</u> とし、再任されることを妨げない。 2 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第16号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成20年宮崎県条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(財政安定化基金拠出金の徴収) 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の41</u> とする。 2～4 [略]	(財政安定化基金拠出金の徴収) 第2条 政令第19条第1項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、 <u>10万分の38</u> とする。 2～4 [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第17号

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県国民健康保険保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する条例(平成29年宮崎県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
	<u>(子ども・子育て支援納付金納付金所得係数)</u> 第19条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(1)の子ども・子育て支援納付金納付金所得係数は、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た数を基準として知事が定める数とする。 (1) 算定政令第11条の2第3項第1号に掲げる額

<p>第19条 [略]</p>	<p>(2) 算定政令第11条の2第3項第2号に掲げる額 (子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合)</p> <p>第20条 算定政令第11条の2第1項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第4項第1号に掲げる数とする。 (子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合)</p> <p>第21条 算定政令第11条の2第1項第2号ロの子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る算定政令第11条の2第5項第2号に掲げる数とする。 (子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数)</p> <p>第22条 算定政令第11条の2第5項第2号イ(2)の子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数は、0を超え、かつ、1未満の範囲内において知事が定める数とする。</p> <p>第23条 [略]</p>
-----------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第18号

宮崎県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

宮崎県食品衛生法施行条例（平成12年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 その他</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での食事に供することのできる食品を食器に盛り、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。別表第2第1号アにおいて同じ。）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合にあっては、第3号(4)、(9)、(12)及び(16)の基準は、適用しない。</p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>1～4 [略]</p> <p>5 その他</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態での食事に供することのできる食品を食器に盛り、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。<u>ただし、従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、令第34条の2第2号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。）により調理された食品を販売する営業を除く。別表第2第1号(1)アにおいて同じ。</u>）をする場合にあっては、(1)の規定によるほか、次に定める基準により営業をすることができる。</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(3) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、自動車において調理をする場合（<u>従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第2第1号(1)において同じ。</u>）にあっては、第3号(4)、(9)、(12)及び(16)の基準は、適用しない。</p> <p>(4) 令第35条第1号に規定する飲食店営業のうち、<u>従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、第3号(8)、(9)、(12)、(13)、(16)及び(17)</u></p>

<p>(4)~(6) [略]</p> <p>別表第 2 (第 2 条関係)</p> <p>1 令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業 [略]</p> <p>2~32 [略]</p>	<p>並びに前号(7)の基準は、適用しない。</p> <p>(5)~(7) [略]</p> <p>別表第 2 (第 2 条関係)</p> <p>1 令第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。</p> <p>ア 施設(全自動調理機を含む。イ及びカにおいて同じ。)の全体の衛生状況を確認するための監視設備を有すること。</p> <p>イ 施設に異常が生じた場合に、当該施設の業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。</p> <p>ウ 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。</p> <p>エ 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。</p> <p>オ 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合には、当該食品を提供しない機能を有すること。</p> <p>カ 施設に異常が生じた場合に当該施設の業者と連絡ができるよう、当該業者の連絡先の掲示を行うこと。</p> <p>2~32 [略]</p>
---	---

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第 19 号

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年宮崎県条例第 57 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後				
(設備運営基準の目的)	(設備運営基準の目的)				
<p>第 3 条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第 14 条第 6 項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員)</p>	<p>第 3 条 設備運営基準は、知事の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児(法第 14 条第 7 項に規定する園児をいう。以下同じ。)が、明るく、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p> <p>(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員)</p>				
<p>第 9 条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、<u>法第 14 条第 6 項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</u></p> <p>(虐待等の禁止)</p>	<p>第 9 条 [略]</p> <p>2 前項の規定は、園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p>				
<p>第 23 条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 10 第 1 項各号に掲げる行為</u>その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>第 23 条 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、<u>法第 27 条の 2 第 1 項各号に掲げる行為</u>その他当該園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>				
<p>別表(第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">備考</td></tr> </table>	[略]	備考	<p>別表(第 8 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">備考</td></tr> </table>	[略]	備考
[略]					
備考					
[略]					
備考					

(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) [略]

(1) この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

(2)～(4) [略]

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第20号

教育関係の公の施設に関する条例の一部を改正する条例

教育関係の公の施設に関する条例（昭和39年宮崎県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
区 分 及 び 名 称	位 置	区 分 及 び 名 称	位 置
学校		学校	
[略]		[略]	
特別支援学校		特別支援学校	
[略]		[略]	
県立みやざき中央支援学校	宮崎市大字島之内字新開2100番地	県立みやざき中央支援学校	<u>同</u> 大字島之内字新開2100番地
[略]		[略]	
県立みなみのかぜ支援学校	宮崎市清武町木原字山内4257番地6	県立みなみのかぜ支援学校	<u>同</u> 清武町木原字山内4257番地6
[略]		[略]	
同 高等部	[略]	同 高等部	[略]
		県立宮崎高等支援学校	宮崎市大字島之内字新開2100番地
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和9年1月1日から施行する。